

〔平 27.10.01
総 22 - 1〕

説明資料

〔所得税①〕

平成27年10月1日(木)

財務省

目 次

1. これまでの経緯	1
2. 所得税の概要	7
3. 所得税の沿革	13
4. 国際比較から見た所得税の構造的特徴	21
5. 税体系における所得税の役割	40
6. 所得税の体系（総合課税・二元的所得税など）	48

1. これまでの経緯

経済財政運営と改革の基本方針 2015（抄）

平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定

第3章「経済・財政一体改革」の取組ー「経済・財政再生計画」

2. 計画の基本的考え方

（歳入改革）

経済再生に寄与する観点から、現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。また、i) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、ii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、iii) 世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行うこととし、政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手する。

（中 略）

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

（1）歳入改革

② 税制の構造改革

（基本的考え方）

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、i) 夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii) 格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。

経済財政運営と改革の基本方針 2015（抄）（承前）

平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定

第3章 「経済・財政一体改革」の取組ー「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

(1) 歳入改革

② 税制の構造改革

（改革の基本方針）

i) 成長志向の法人税改革

- 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

ii) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し

- 年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては、社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で、勤労意欲を高め、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保険の負担・適用構造の見直しを進める。

iii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

- 女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。

iv) 世代間・世代内の公平の確保等

- 年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。
- 資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。

v) 地域間の税源の偏在是正

- 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考え方の下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税 改革に関する論点整理（第一次レポート）（抄）

平成 26 年 11 月
政府税制調査会

1. 配偶者控除創設以来の社会・経済の構造変化と税制上の配慮の見直し

(3) 構造変化を踏まえた税制上の配慮の見直し

所得税・個人住民税においては、個人単位課税を原則としつつも、各世帯の家族構成や家族の収入、年齢等に応じて各種の人的控除を適用することにより、税負担能力に応じた配慮を行ってきた。また、所得の種類に応じた配慮や政策上の目的のため様々な控除が設けられている。

上述のような社会・経済の構造変化を踏まえ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築するに際しては、所得税・個人住民税において従来講じられてきた税制上の配慮のあり方を見直し、今後どのような世帯に税制上の配慮の重点をシフトしていくべきかについて検討を行う必要がある。

人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後の社会においては、「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まるものと考えられる。

所得格差が拡大し、特に若い世代においては所得が低いことが結婚や子どもを産み育てることに対する障害となっていることを考慮すると、これから家族を形成しようとする若い世代への配慮についても重点的に検討を行う必要があると考えられる。

他方、経済力があるにもかかわらず税負担が軽減されてきた世帯については、配慮措置の見直しを検討していくことが必要である。

税制上の配慮の重点をシフトさせるためのアプローチとしては、例えば、子育て支援を拡充するとの視点から配偶者控除を縮減し扶養控除を拡充するなど人的控除の再編を行うことが考えられる。

こうしたアプローチに加えて、人的控除を所得水準に応じて遞減する消失控除や税額控除の仕組みとすることで、所得が低い世帯に配慮を集中させることも検討すべきであろう。

また、人的控除以外の諸控除の見直しもあわせて行うことで、優先度の低くなった配慮措置を見直し、真に支援が必要な世帯への配慮に重点化していくことも必要である。

このような見直しとあわせ、従来の人的控除の考え方とらわれず新たな控除のあり方も検討するなど、多様な選択肢を考えていくことが重要である。

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税 改革に関する論点整理（第一次レポート）（抄）（承前）

平成 26 年 11 月
政府税制調査会

5. さらなる個人所得課税の改革について

所得税・個人住民税の基本構造については、戦後のシャウプ勧告に基づき総合課税を軸として形作られ、1960 年代に現行の基礎的な人的控除の体系が構築されたが、現在に至るまでその大枠は維持されてきた。他方、上述のように、人口減少やグローバル化など社会・経済の構造は大きく変化してきており、こうした構造変化に対応した抜本的な改革が必要となっている。

このような観点から、本レポートの検討課題にとどまらず、今後の所得税・個人住民税の体系のあり方（総合課税を志向するのか、二元的所得税を志向するのか等）、働き方や所得の発生形態が多様化する中での所得区分・所得計算上の控除のあり方、起業形態が多様化する中での小規模事業に対する課税のあり方、世代間・世代内の公平性の確保のあり方、資本蓄積・成長の重要性が増す中での資本所得の課税のあり方等、所得税・個人住民税については、当調査会としてより深く検討を行うべき課題があると考えられる。

今後は、社会・経済の構造変化に関連する諸データの分析や有識者からのヒアリングを行い、社会・経済の構造変化の実像を改めて把握しながら、所得税・個人住民税のあり方について、幅広い観点から検討を進める必要がある。